## 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。同条約を締結する189か国(2019年6月現在)のうち112か国が選択議定書を批准しています。また、経済協力開発機構(OECD)加盟36か国では、30か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数 2018」によると、日本は世界 149 か国のうち、110 位と未だ低い状況です。

昨年には、総務省高官によるセクハラ疑惑や大学の医学部入試で女性受験者に不利な配点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。こうした現状に即し、女性に対する差別撤廃の取組強化を図るため、選択議定書の批准を求める請願も国会へ提出されています。

選択議定書が批准されれば、同条約に定められた権利の侵害について、「女子性差別撤廃 委員会」に対し、個人または集団が直接通報することができ、同委員会はその内容が条約と いう国際的基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行いま す。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本 の女性差別の解消に大きな力となります。

因みに国連女子差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、日本が批准を検討するよう繰り返し求めています。また、我が国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」と明記されています。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、日本が男女平等社会を実現するために、また、 人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、日本における司法制度や立法政策など との関連や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、環境整備を 進めるとともに、女子差別撤廃条約採択 40 年・選択議定書採択 20 周年の節目である本年 こそ、選択議定書を速やかに批准するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 10 月 15 日

文京区議会議長 海老澤 敬子

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 河井 克行 様

外務大臣 茂木 敏充 様

内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 橋本 聖子 様

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様